

## 第7章 環境保全のための措置

「第6章 調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価の結果は、表7.1に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。

したがって、これらの内容を特定された民間事業者へ周知することにより、環境影響の回避・低減を図ることとする。

なお、設計・建設段階においては立会検査により、運営段階においては運営モニタリングにより事業者が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。

表 7.1(1) 環境保全のための措置

環境要素	影響要因		環境保全のための措置
大気質	工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>風が強く、工事により粉じんが発生する場合には散水を行う。</li> <li>天候等の条件により周辺民家に粉じんが飛散するような場合は工事を中止する。</li> </ul>
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。</li> <li>規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。</li> <li>車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</li> <li>最新の排出ガス適合車の使用に努める。</li> <li>車両運行ルートの限定、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。</li> </ul>
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス、機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>排ガス処理設備を設置する。</li> <li>大気汚染防止法等の規制基準値を下回る環境保全管理値を設定する。</li> <li>灰ピット・薬剤処理設備等の灰処理設備を適切に整備し、焼却灰の飛散を防止する。</li> <li>施設の点検、整備を十分行う。</li> <li>プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に粉じん等が拡散しない構造とする。</li> </ul>
廃棄物の搬出入		<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に車両運行計画を十分検討し、ゴミ搬入車両等の集中を避ける。</li> <li>規制速度の遵守を指導する。</li> <li>車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</li> <li>最新の排出ガス適合車の使用に努める。</li> <li>車両運行ルートの限定、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。</li> </ul>	

表 7.1(2) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
騒音	騒音、 低周波音	工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>・ 建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。</li> <li>・ 建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。</li> <li>・ 低騒音型建設機械を積極的に採用するよう指導する。</li> <li>・ 敷地境界には工事用仮囲いを設置し騒音の伝播を防止する。</li> </ul>
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。</li> <li>・ 規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。</li> <li>・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</li> </ul>
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防音材を使用し、施設外部への伝播を防止する。</li> <li>・ 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。</li> <li>・ 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。</li> <li>・ 設備の点検、整備を十分行う。</li> </ul>
			廃棄物の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避け効率的な運行に努める。</li> <li>・ 規制速度の遵守を指導する。</li> <li>・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</li> </ul>

表 7.1(3) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。</li> <li>建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。</li> <li>低振動型建設機械を積極的に採用するよう指導する。</li> </ul>
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。</li> <li>規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。</li> <li>車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転を行わないよう指導する。</li> </ul>
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>防振材を使用し、振動の発生を防止する。</li> <li>周辺の住宅の状況を考慮し、可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。</li> <li>設備の点検、整備を十分行う。</li> </ul>
			廃棄物の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。</li> <li>規制速度の遵守を指導する。</li> <li>車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</li> </ul>
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス、機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォーム内は負圧を維持し、施設外に臭気が拡散しない構造とする。</li> <li>ごみピット内で発生する臭気は、燃焼用空気として吸引し、炉内で高温燃焼脱臭する。</li> <li>焼却炉停止時には、臭気を吸引し、脱臭装置を使用して臭気処理を行う。</li> </ul>
水質	水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。</li> <li>沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。</li> <li>強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</li> </ul>
	水の汚れ、水の濁り	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。</li> <li>生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。</li> <li>雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。</li> </ul>

表 7.1(4) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
地下水の水位及び水質	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水等の循環利用を促進させ、地下水の利用量を極力減らす方策を検討する。</li> <li>緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する。</li> <li>周辺地下水への影響がなるべく出ない配置となるよう、地下構造物の位置に配慮し敷地境界からの距離を確保する。</li> </ul>
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地	工事の実施	造成工事及び施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。</li> <li>動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。</li> <li>工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。</li> <li>沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。</li> <li>強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</li> </ul>
			土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在
		施設の稼働(排水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。</li> <li>生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。</li> <li>雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。</li> </ul>	
		施設の稼働(機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。</li> <li>騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。</li> <li>建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。</li> <li>可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。</li> <li>設備の点検、整備を十分行う。</li> </ul>	

表 7.1(5) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
植物	重要な植物種及び群落とその生息地	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、植物への影響を低減する。</li> <li>・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。</li> <li>・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。</li> <li>・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</li> </ul>
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかな緑化に努め、植栽は周辺の樹林との連続性を図り、又、樹種の選定においては在来種を中心に行う。</li> </ul>
			施設の稼働(排水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。</li> <li>・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。</li> <li>・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。</li> </ul>
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動植物への影響を低減する。</li> <li>・ 動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。</li> <li>・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。</li> <li>・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。</li> <li>・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</li> </ul>
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物の移動経路の分断の回避が可能な配置計画とする。</li> </ul>
			施設の稼働(排水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。</li> <li>・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。</li> <li>・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。</li> </ul>
			施設の稼働(機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。</li> <li>・ 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。</li> <li>・ 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。</li> <li>・ 可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。</li> <li>・ 設備の点検、整備を十分行う。</li> </ul>

表 7.1(6) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。</li> <li>・ 敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気緩和を考慮する。</li> <li>・ 周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。</li> </ul>
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気緩和を考慮する。</li> <li>・ 事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。</li> </ul>
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設残土及び副産物については、可能な限り場内利用又は再資源化に努める。</li> <li>・ 場内利用又は再資源化が困難な廃棄物については、保管標識等を用いて適切に保管及び処理する。</li> </ul>
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物については、適正な処理に努める。</li> <li>・ 施設では処理が困難な廃棄物、処理を行わず一時保管する廃棄物については、適切に保管する。</li> <li>・ 計画施設の運営にあたっては、3Rの推進など、廃棄物の削減施策を適切に実施する。</li> </ul>
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ焼却排熱から回収した熱を利用して効率的な発電を行い、施設内等で利用する。</li> <li>・ ごみ搬入車両については燃費性能のよい車両を積極的に導入するよう収集委託業者を指導する。</li> <li>・ 造成工事及び施設の設置にあたっては、燃費性能のよい建設機械及び工事用車両を導入する。</li> </ul>